

中環審 第82号
平成8年10月18日

環境庁長官

岩垂寿喜男 殿

中央環境審議会会长

近藤次郎

今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第二次答申）

平成7年9月20日付け諮詢第24号により中央環境審議会に対してなされた「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（諮詢）」のうち、閾値のない物質に係る環境基準の設定等に当たってのリスクレベル、有害大気汚染物質に係るリスト、ベンゼンに係る環境基準、大気汚染防止法附則第9項の指定物質等の排出抑制のあり方及び有害大気汚染物質のモニタリングのあり方については、大気部会に健康リスク総合専門委員会、環境基準専門委員会、排出抑制専門委員会及びモニタリング専門委員会の四専門委員会を設置し、検討を行った結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 閾値のない物質に係る環境基準の設定等に当たってのリスクレベルについて

本年1月の中央環境審議会中間答申「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」では、「閾値（その曝露量以下では影響が起こらないとされる値）がある物質については、物質の有害性に関する各種の知見から人に対して影響を起こさない最大の量（最大無毒性量）を求め、それに基づいて環境目標値を定めることが適切である。これに対し、閾値がない物質については、曝露量から予測される健康リスクが十分低い場合には実質的には安全とみなすことができるという考え方に基づいてリスクレベルを設定し、そのレベルに相当する環境目標値を定めることが適切である。」としている。

閾値のない物質に係る環境基準の設定等に当たってのリスクレベルについては、別添1の健康リスク総合専門委員会報告のとおり、現段階においては、生涯リスクレベル 10^{-5} (10万分の1) を当面の目標に、有害大気汚染物質対策に着手していくことが適当である。

ただし、この目標とすべきリスクレベルは、そのレベルまでの有害大気汚染物

質による大気汚染を容認することを意味するものではなく、閾値のない物質については、環境基本法の理念にのっとり、環境への負荷ができる限り低減することを旨として対策を講じていくべきことを特に強調する。

2. 有害大気汚染物質に係るリストについて

有害大気汚染物質については、健康被害の未然防止の見地から、これに該当する可能性がある物質を幅広く選定するとともに、有害大気汚染物質のうち健康リスクがある程度高いと考えられる優先取組物質を明らかにし、対策を講じていく必要がある。

このような有害大気汚染物質に係るリストについては、別添2の健康リスク総合専門委員会報告のとおりとすることが適当であり、政府においては、このリストを踏まえ、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質については有害性、大気環境濃度等に関する基礎的な情報を収集整理するとともに、特に優先取組物質については事業者の自主的排出抑制努力を促進する等、所要の措置を講じたい。

また、このリストは、政府において新たな知見や情報等を継続的に収集整理し、柔軟に見直していく必要がある。

3. ベンゼンに係る環境基準について

ベンゼンに係る大気環境基準の設定の基礎となるベンゼンに係るユニットリスク（汚染物質が $1 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 含まれている大気を一生涯を通じて人が吸入した場合のがんの発生確率の增加分）については、別添3の環境基準専門委員会報告において、 $3 \times 10^{-6} \sim 7 \times 10^{-6}$ とされたところである。

このユニットリスクと上記1.において適当と認めたリスクレベル(10^{-5})に基づき、ベンゼンに係る大気環境基準の設定に当たっての指針となる値を求めると、 $1 \sim 3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ になる。

一方、我が国におけるベンゼンの大気環境濃度は、これまでの測定結果によると、一般環境では検出限界($0.64 \mu\text{g}/\text{m}^3$)未満～ $34.4 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、その平均値(幾何平均値)は $5.3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、工場等の周辺環境では $4.0 \sim 23.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、その平均値(同上)は $9.8 \mu\text{g}/\text{m}^3$ とのデータが示されている。このように、ベンゼンの現状の大気環境濃度は、上述の指針となる値の幅のレベルよりも全体として高い濃度レベルにあると考えられる。

このようなベンゼンに係る大気環境の現状をも踏まえると、ベンゼンに係る大

気環境基準の設定に当たっての指針値は、ベンゼンによる現状の大気汚染を着実に改善していく見地から、年平均値として $3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ($0.003\text{mg}/\text{m}^3$) 以下とし、これを当面の目標にベンゼンの大気中への排出抑制対策を講じていくことが適当である。

4. 指定物質等の排出抑制のあり方について

改正後の大気汚染防止法附則第9項に規定する、有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散（以下単に「排出」という。）を早急に抑制しなければならない物質（指定物質）、指定物質を大気中に排出する施設（指定物質排出施設）及び指定物質の排出の抑制に関する基準（指定物質抑制基準）については、これらを早急に定め、指定物質の大気中への排出抑制対策を推進するとともに、他の有害大気汚染物質についても適切な排出抑制対策を講ずることが必要である。

指定物質等の排出抑制のあり方については、別添4の排出抑制専門委員会報告のとおりとすることが適当であり、政府においては、この報告を踏まえ、早急に指定物質及び指定物質排出施設の指定、指定物質抑制基準の設定等の所要の措置を講じられたい。

なお、指定物質排出施設を設置する事業者が排出抑制措置を講ずることを促進するために金融・税制上の支援措置を講ずるとともに、排出抑制のための技術開発を促進する必要がある。

また、有害大気汚染物質による健康リスクを総体として低減させていくためには、様々な手法を活用して取組を行うことが必要であり、今後とも有害大気汚染物質の排出抑制の対策手法について調査検討を進める必要がある。

5. 有害大気汚染物質のモニタリングのあり方について

有害大気汚染物質の大気環境濃度を的確に把握するため、国及び地方公共団体の連携の下に有害大気汚染物質の大気環境モニタリングを実施する必要がある。

有害大気汚染物質のモニタリングのあり方については、別添5のモニタリング専門委員会報告のとおりとすることが適当であり、政府においては、この報告を踏まえ、有害大気汚染物質の大気環境モニタリングを推進されたい。

なお、地方公共団体における大気環境モニタリングを促進するための支援措置を講ずるとともに、効率的で的確なモニタリングを行うための技術開発を促進する必要がある。

